

厚生年金保険事業の管理積立金に関する管理運用の方針

(平成27年10月1日 制定)
(平成30年7月13日 改正)
(令和2年3月31日 改正)
(令和3年12月24日 改正)
(令和7年3月31日 最終改正)

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）第79条の6第1項に基づき、管理積立金（同項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）の管理及び運用（管理積立金の運用状況の管理を含む。以下同じ。）を適切に行うため、また、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第112条の3第3項の規定に基づき、実施機関（組合（地共済法第3条第1項に規定する地方公務員共済組合で、地共済法第27条第2項に規定する構成組合を除く。以下同じ。）、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）をいう。以下同じ。）がそれぞれの実施機関積立金（法第79条の2に規定する実施機関積立金をいう。以下同じ。）について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たって遵守すべき基準として、法第79条の4第1項に規定する積立金基本指針に適合するように、かつ、法第79条の5第1項に規定する積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）に即して、管理及び運用の方針（以下「管理運用の方針」という。）を次のとおり定める。

I 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

法第79条の6第2項第1号に掲げる基本的な方針について、以下のとおり定める。

1. 管理積立金に関する基本的な方針

（1）基本的な方針

連合会は、管理積立金の運用について、管理積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（法第79条の3第3項の規定により地共済法の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。）に従って管理積立金の管理及び運用を行う。

このため、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること（以下「分散投資」という。）を基本とし、管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、モデルポートフォリオを定めるとともに、連合会は、モデルポートフォリオを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、管理積立金の管理及び運用を行う。

（２）地方公務員共済資金運用委員会の活用

連合会は、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済資金運用委員会（以下「資金運用委員会」という。）を設置する。

連合会は、管理運用の方針の策定、変更等管理積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、資金運用委員会の専門的な知見を活用する。

（３）運用力強化のための取組

「アセットオーナー・プリンシプル」（令和６年８月２８日内閣官房策定）の内容を踏まえつつ、連合会は、社会経済環境の変化等に対応し、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、運用力の強化や運用体制の充実に不断に取り組む。加えて、各実施機関の運用に係る知見や能力の向上に繋がるよう、実施機関相互の協力・連携を推進する。

２．実施機関積立金に関する基本的な方針

管理積立金の適切な管理及び運用を行うため、実施機関は、次のとおり実施機関積立金を適切に管理し、及び運用する。

（１）基本的な方針

実施機関は、実施機関積立金の運用について、実施機関積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（法第７９条の３第３項の規定により地共済法の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、実施機関は、分散投資を基本として、基本ポートフォリオを策定し、実施機関積立金の管理及び運用を行う。

実施機関は、実施機関積立金の管理及び運用が適切になされるよう、積立金基本指針及び管理運用の方針（以下「管理運用方針等」という。）に適合するように、実施機関積立金の資産構成に関する事項等を記載した実施機関積立金の管理及び運用に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、公表するとともに、実施機関（連合会を除く。）はこれを連合会に送付する。また、実施機関は、管理運用方針等が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更し、公表するとともに、実施機関（連合会を除く。）はこれを連合会に送付する。

実施機関は、毎年度の資金運用の具体的な計画を作成し、当該計画に基づいた運用を行う。また、実施機関（連合会を除く。）は、当該計画を連合会に送付する。

連合会は、他の実施機関から運用報告書（地共済法第１１２条の６第１項に規定する「運用報告書」をいう。）の提出を受けるとともに、他の実施機関に対し、実施機関積立金の管理及び運用の状況について報告を求めることができる。

また、連合会は、他の実施機関の実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、当該実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置を求めるものとする。

（２）実施機関の有識者会議の活用

実施機関は、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

実施機関は、基本方針の策定、変更等実施機関積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、有識者会議の専門的な知見を活用する。

(3) 「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組

実施機関は、それぞれ「アセットオーナー・プリンシプル」を受け入れていることから、これを踏まえた取組を自主的に検討する。

(4) 機動的な運用

実施機関は、経済環境や市場環境の変化を踏まえ、許容乖離幅の中で機動的に資産構成比を決定する運用（以下「機動的な運用」という。）を行うことができる。この場合、市場環境の確度の高い見通しを行った上で、その見通しを踏まえて運用することを前提とする。

機動的な運用を行う場合には、その運用方針については有識者会議の審議を経るほか、実施状況を適時に有識者会議に報告する。

(5) 合同運用

実施機関（連合会を除く。）は、実施機関積立金を連合会に預託して運用することができる。

連合会は、実施機関（連合会を除く。）から実施機関積立金を預託された場合は、連合会が別に定める預託金の管理及び運用の方針に則し、適切に管理及び運用を行う。

II 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

法第79条の6第2項第2号に掲げる遵守すべき事項について、以下のとおり定める。

1. 受託者責任の徹底

実施機関は、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

2. 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

実施機関は、それぞれの実施機関積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

また、実施機関においては、民間企業の経営に対して直接的かつ過大な影響が及ばないよう、次の点について配慮する。

- ① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。
- ② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

3. スチュワードシップ責任を果たすための活動

実施機関は、被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任を果たすため、スチュワードシップ活動（機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント（投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性をいう。）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」をいう。）等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長

を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動をいう。以下同じ。）に取り組む。

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使するものとする。

実施機関が個別に行使の指図を行う場合には、実施機関は、運用受託機関等が当該指図に従い行使するよう指示するものとし、個別に行使の指図を行わない場合には、実施機関は、運用受託機関等に対し、実施機関の制定するコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、実施機関の制定する株主議決権行使ガイドラインに則って行使させる。また、実施機関は運用受託機関等に議決権行使の状況等について報告を求める。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）及びコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月1日株式会社東京証券取引所）を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直すとともに、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

また、実施機関は、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、他の実施機関、他の管理運用主体等と意見交換を行う。その際、連合会は、この意見交換を進めるため、必要な調整を行う。

4. ESGを考慮した投資

実施機関は、実施機関積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

5. インパクトを考慮した投資

実施機関は、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素の一つとして、投資先の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

6. 連合会と他の管理運用主体との連携

連合会は、他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

7. 連合会と他の実施機関との協力・連携

連合会は、他の実施機関に対して、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の提供を行うとともに、他の実施機関が実施した調査研究等の取組を把握し、把握した情報について適宜に情報提供を行うなど、他の実施機関との情報交換及び連絡調整を行う。

また、連合会及び他の実施機関は、実施機関積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

Ⅲ 管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

法第79条の6第2項第3号に掲げる長期的な観点からの資産の構成に関する事項について、以下のとおり定める。

1. 運用の目標

管理積立金の運用は、法第2条の4第1項及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通し及び管理積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.9%を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

また、長期的に資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの各資産の構成割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保するとともに、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率を基に適切な方法を用いる。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等できる限り投資行動に沿った要因分解を行うよう努める。

2. モデルポートフォリオの設定

連合会は、他の管理運用主体と共同で、モデルポートフォリオを設定する。モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングな（過去のデータのみには依存するのではなく、今後の経済状況（金利、インフレ等）の見通しを踏まえ、先行きを見据えた）リスク分析を踏まえて長期的な観点から設定するものとする。なお、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、資金運用委員会の審議を経て運営審議会（地共済法第38条の4第1項に規定する運営審議会をいう。以下同じ。）に報告するとともに、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討する。

3. モデルポートフォリオの見直し

連合会は、財政の現況及び見通しが作成されたときや、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど、必要があると認める場合、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更する。モデルポートフォリオの変更に当たっては、資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告する。また、モデルポートフォリオ設定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証は、少なくとも基本ポートフォリオの定期的な検証において必要と判断されたときに実施する。

4. 基本ポートフォリオの基本的な考え方

基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌して厚生年金保険事業としての一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮するとともに、運用の目標に沿った資産構成割合及び許容乖離幅とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券の場合を超えないこととするとともに、リターンが名目賃金上昇率を下回る時の平均的な不足率が最も小さいポートフォリオとする。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさについて確認する。

連合会は、基本ポートフォリオの設定について、資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告する。

5. 基本ポートフォリオ

(1) 資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅を次のとおり定める。

なお、次に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容するものとする。

資 産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±20%	±9%	±7%	±9%

(注) 短期資産は、国内債券に区分する。

(2) オルタナティブ資産の位置づけ

オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産等の非伝統的資産。以下同じ。）は、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。経済環境や市場環境の変化により、当該上限を一定期間上回る場合には、連合会は、適切な対応を検討し、実施するとともに、当該上限からの上振れ状況や背景、対応状況等について、適時に資金運用委員会に報告する。その際、連合会は他の実施機関と適切に協力・連携する。

6. ベンチマーク

各資産のベンチマークは、次のとおりとする。

(1) 国内債券

NOMURA-BPI 総合

(2) 国内株式

TOPIX（配当込み）

(3) 外国債券

FTSE世界国債インデックス（除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース）

(4) 外国株式

MSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、税考慮前）

7. 基本ポートフォリオの見直し

連合会は、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。以下同じ。）を設定する。

8. リスク管理

連合会は、他の実施機関からの報告に基づき、管理積立金の管理及び運用を行うとともに、資産全体、実施機関及び各資産の運用状況のリスク管理について、次の方法により適切に行う。これらのリスク管理については、その実施方針について資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び資金運用委員会に報告を行う。

ア 資産全体

連合会は、ポートフォリオを適切に管理するため、管理積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

イ 実施機関

連合会は、他の実施機関の資産構成割合と当該実施機関の基本ポートフォリオ及び管理積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、他の実施機関のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価、各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

ウ 各資産

連合会は、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等を管理する。

9. 運用対象の多様化

運用対象について、Iの1の(1)の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資等その多様化を図る。

オルタナティブ投資について、連合会は、分散投資の効果が認められること、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提とし、その運用方針を事前に資金運用委員会の審議を経て定める。また、実施機関におけるオルタナティブ投資の実施状況や資金運用委員会から求めのあった事項について、適時に報告するなど資金運用委員会による適切なモニタリングの下で取り組む。

その際、オルタナティブ投資が、市場性、収益性、個別性、取引コスト、情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、運用を行うために必要な運用・リスク管理体制を整備するとともに、継続的にその充実を図る。

IV 実施機関積立金について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たって遵守すべき基準

地共済法第112条の3第3項に規定する遵守すべき基準について、以下のとおり定める。

1. 運用の目標

実施機関積立金の運用は、管理積立金の運用目標とする運用利回りを確保できるよう、実施機関において基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、長期的に資産全体の複合ベンチマーク収益率を確保するとともに、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること、管理積立金のベンチマークと整合的であること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率を基に適切な方法を用いる。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等できる限り投資行動に沿った要因分解を行うよう努める。

2. 基本ポートフォリオの基本的な考え方

基本ポートフォリオは、管理運用方針等に適合し、運用の目標に沿った資産構成割合及び許容乖離幅とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券の場合を超えないこととともに、リターンが名目賃金上昇率を下回る時の平均的な不足率が最も小さいポートフォリオとする。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさについて確認する。

実施機関は、基本ポートフォリオの設定について、有識者会議の審議を経て運営審議会等（運営審議会並びに地共済法第6条の規定により実施機関に設置される運営審議会及び組合会並びに地共済法第30条第1項に規定する総会をいう。以下同じ。）に報告する。

3. 基本ポートフォリオ

（1）資産区分及び資産構成割合

実施機関は、Ⅲの5で規定する管理積立金の基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅の範囲内で、基本方針の基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅をそれぞれ設定するものとする。

なお、設定した基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容する。

（2）オルタナティブ資産の位置づけ

オルタナティブ資産は、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。経済環境や市場環境の変

化により、当該上限を一定期間上回る場合には、実施機関は、適切な対応を検討し、実施するとともに、当該上限からの上振れ状況や背景、対応状況等について、適時に有識者会議に報告する。

4. 基本ポートフォリオの見直し

実施機関は、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、有識者会議の審議を経て運営審議会等に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオを設定することができる。

5. 年金給付等のための流動性の確保

実施機関は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

給付等への対応のため、運用目標とする運用利回りの確保並びに基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅の範囲内での運用の維持が困難な実施機関については、上記1及び3の規定にかかわらず、連合会と個別に協議を行い別の取扱いをすることができる。その場合、当該実施機関の基本方針においてその理由を明らかにする。

6. リスク管理

実施機関は、分散投資を行うことをリスク管理の基本とし、実施機関積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、実施機関積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託、生命保険会社の団体生存保険による運用並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関、資産管理機関及び生命保険会社からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関、各資産管理機関及び各生命保険会社並びに自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について有識者会議の審議を経て運営審議会等に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会等及び有識者会議に報告を行う。

ア 資産全体

実施機関は、ポートフォリオを適切に管理するため、実施機関積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。併せて、実施機関積立金の資産構成割合と管理積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

イ 各資産

実施機関は、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリ

スク等を管理する。

ウ 各運用受託機関

実施機関は、各運用受託機関に対し運用に関するガイドライン及びベンチマークを示し、各機関の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。

エ 各資産管理機関

実施機関は、各資産管理機関に対し資産管理に関するガイドラインを示し、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更等を把握し、各機関の信用リスク等について、適切に管理する。

また、資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視する。

オ 各生命保険会社

実施機関は、各社の経営状況及び資産管理状況を把握し、適切に管理する。

カ 自家運用

実施機関は、運用に関するガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

7. 運用手法

実施機関は、キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠の下、合理的なリスク選択を行うことを前提に、ファンド選定基準等について有識者会議の審議を経た上で実施する。また、有識者会議から求めがあった事項について適時に報告するなど有識者会議による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から、必要に応じ、新たなベンチマークの採用についても検討する。

また、運用収益の確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直す。

運用受託機関等の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲で自家運用の活用を検討する。

8. 運用対象の多様化

実施機関は、運用対象について、Iの2の(1)の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資等その多様化を図ることを検討する。新たな運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、幅広に検討し、有識者会議の審議を経て決定する。

オルタナティブ投資について、実施機関は、分散投資の効果が認められること、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提とし、例えば、その運用方針については事前に有識者会議で審議を経るほか、実施状況や有識者会議から求

めのあった事項についても適時に報告するなど有識者会議による適切なモニタリングの下で取り組む。

その際、オルタナティブ投資が、市場性、収益性、個別性、取引コスト、情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、運用を行うために必要な運用・リスク管理体制を整備するとともに、継続的にその充実を図る。

オルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにするよう努める。

V その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

法第79条の6第2項第4号に掲げる事項について、以下のとおり定める。

1. 透明性の向上

(1) 管理運用主体

連合会は、管理積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用資産全体及び資産区分ごとの運用収益やリスクの状況、オルタナティブ投資の状況、実施機関における運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料並びにスチュワードシップ活動の状況その他の管理及び運用実績の状況等（(2)において「管理及び運用実績の状況等」という。）について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。

また、各四半期の運用資産全体及び資産区分ごとの運用収益の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会及び資金運用委員会に報告を行う。

また、これらの公表に当たっては、市場への影響に留意する。

(2) 実施機関

実施機関は、実施機関積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況等について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。

また、各四半期の運用資産全体及び資産区分ごとの運用収益の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会等及び有識者会議に報告を行う。

運用受託機関等の選定については、例えば、選定基準については有識者会議の審議を経るほか、実施状況や有識者会議から求めのあった事項についても適時に報告するなど有識者会議による適切なモニタリングの下に置くほか、選定結果を適時に公表するなど、その透明性を確保する。

これらの公表等に当たっては、市場への影響に留意する。

2. 高度で専門的な人材の確保とその活用等

実施機関は、必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を目指す。

専門人材の強化・育成については、適宜、資金運用委員会又は有識者会議にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

3. リスク管理の強化

(1) 管理運用主体

連合会は、ポートフォリオ全体のリスク管理システムを整備する。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。

(2) 実施機関

実施機関は、それぞれ必要なリスク管理システムを整備する。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど、必要に応じ、高度化を図る。

4. 調査研究業務の充実

実施機関が調査研究業務を実施する場合は、シンクタンク等へ委託研究を行うとともに、積立金の管理及び運用に関するノウハウを実施機関内に蓄積するため、高度で専門的な人材を含めた実施機関の職員が担うことも検討する。また、高度で専門的な人材を採用している場合、その者を活用した内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行うことを検討する。

なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

附 則

この管理運用の方針は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この管理運用の方針は、平成30年7月13日から適用する。

附 則

この管理運用の方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この管理運用の方針は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この管理運用の方針は、令和7年4月1日から適用する。